



RA'-0624

0098

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

訂正

局長

五課長

二六〇二五

(印)

奄美群島返還に關する国会答弁資料  
一問 奄美群島返還に關する日米交渉の経過

如何

從上機會を以て、奄美群島沖に  
答「政府としては、米側が奄美群島に對する最  
「一九五三年十一月、國民政府と米國政府は、  
署名の協定は沖繩に比し、  
あり、特に奄美群島に對し  
全面回復の協定は、  
米側には、特別の配慮を要清いことなす。これに

外務省

は、八月八日米日中のタラス米國務長官は、「米

國は、奄美群島に對し、持つべき諸権利を放

棄せず、必要を取扱は、日本政社との間に結ばれ

日本が、これら諸島に對する権限を回復しうる

ようになすことを希望する。」「と聲明し、奄美群

島返還の意向を明らかにした。

政社に、月下、東京、  
在京米國大使館より

外務省

之問 奄美群島の返還と平和条約との関係如何  
 返還につき平和条約の改正が必要とはいか。  
 答 政府は、米國が平和条約を三条件に基いて奄美群島  
 に対し有する権利は、米國の一方的意思により  
 平和条約を三条件の条約の改正は必要はないと考へております。後  
 放棄しうるものであり、従って奄美群島の返還には  
 米國より日本のために平和条約を三条件の決行を奄美群島に待つ必要  
 なく、米國の協定する平和条約の存続を必要とせず、  
 昔の公文を以て日本側が三条件を主張するに基き、米國が三条件の形式によ  
 り平和条約を三条件の形式に改定するに必要はないと考へております。  
 必要がないものと考へております。

外務省

向に返還に關する具體的措置を以て法令を  
 進めたい。

又問 奄美群島の返還に關しては日米間の条  
 約協定等下請に考へはならないか。平和条約  
 第三条件の改正は行われぬか。  
 答 政府は、米國が平和条約を三条件に基いて  
 奄美群島に有する権利

外務省

RA'-0624







政務官

総務課長

アジア局長 第五課長

奄美群島返還に関する国会答弁資料

向 奄美群島返還に関する日米交渉の経過如何。

答 政府と致しましては、従来機会ある毎に奄美大島、沖縄

小笠原等に関する国民の希望を米国政府に伝えて参り

特に奄美大島に對しおしては特別の配慮を要請して参

りました。ニヤに對し、八月八日未日中のダレス米国务

長官は、「米國は奄美群島に對して持つべき諸権利を

外務省

ニハ一課長  
下局長才五課

放棄し、必要を取極め日本政府との間に結ばし次第日  
本がニヤに諸島に對する権限を回復しようとすること

を希望する。旨声明し、奄美群島返還の意向を明ら

かに致しおして

政府は、自下在京米國大使館との間に返還に関する

具体的措置についての詰合を進めておりました。

外務省

向。奄美群島の返還と平和條約の三條の関係如何。  
 返還下つて平和條約の三條の改正は必要か否か。  
 答。政府は、米国の平和條約の三條に基づいて奄美群島に対し  
 有する権利は、米国の一方的意思により放棄しようもの  
 であり、平和條約の三條の條文の改正は必要か否かと考えて  
 おります。従つて、奄美群島の返還には、米国内側より日  
 本の立場に平和條約の三條の諸権利を奄美群島につい

外務省

て放棄する旨の公文を出し、日本側がこれを受諾する  
 公文を出す公文交換の形式によつて、條約協定の  
 形式による必要は否かと考えております。

外務省

RA'-0624

0104

3. 問 返還される地域の範囲如何

答 モト鹿児島県の区域で、北緯二十九度以南の薩島  
はすべて日本側に返還されます。

4. 問 奄美群島返還実現の時期如何

答 政府と致しましては、返還が一日も早く実現すること  
を期待し、所要の国内受入措置を整備致しますと共に、  
タレス等期に述べられた日米間の必要な取極締結に關する

外務省

在京米大使館との話合を急ぎつつあります。

返還の時期は、日米側との話合の結果による訳であり

ますが、年内には実現するよう促進する考えであります。

5. 問 日米兩國政府間の necessary arrangements とは具体  
的に何を指すか。

答 現地通貨の処理、債権債務の処理、国有公有財  
産の返還、米側が繼續使用を希望する施設等に關する  
取極であります。

外務省



同標措置が一日も早くとられることを希望しております  
 又、米側におしても領土的意圖は全くないことを考へられるので  
 国際情勢殊にアジアの情勢が安定すれば、右  
 わが方の希望が全面的に容れられるものと期待して  
 おります。

同。政府は沖縄及び小笠原諸島について先送還方を考へて  
 る積りはない。  
 答。政府と致しましては、今後とも沖縄及び小笠原の返還の  
 実現するよう努力する所存であります。  
 又、最近、沖縄方面を視察した米上院議員等の談話によるも  
 米國は將來沖縄、小笠原を返還する意向はないようだが  
 政府の<sup>返還</sup>見解はどうか。  
 答。政府としては、沖縄及び小笠原に關し米側も、奄美群島と

RA'-0624

0106

大蔵省の方の復内  
ニハ、ソ、ニセ  
奄美群島の復帰につき如何なる交渉見通しの上により  
算を計上し、

1. 日円見返りの料をもらえぬが。
2. 米軍建物、施設、機械等撤去し、この国に。
3. ガリオア債、債務、債権、等。

外務省

一、B円  
B円と日本円との交換は日本側におこなう。交換比率  
は一對三となるものと考へてゐる。日本側におこなう回収は  
B円は、米側におこなう債権となるものと考へられるが、米側  
はB円に對し、<sup>（直接）</sup>此れを支払つてくれるかどうかは、<sup>（理を）</sup>はつきり  
してゐない。

外務省

RA'-0624



三、カリフォルニア州  
 カリフォルニア州の物産に對する株代金は、免除されるものと期待して  
 考へらる。

六、建物、被服、機械等  
 琉球政府所有となるもの不動産等は無償で  
 日本側に譲り渡されるものと考へらる。米例の  
 所有に属し琉球政府の揚子に譲渡するものあり。機械  
 設備等は、返還後直ぐに撤去されることばなるもの  
 と考へらる。

10巻

還の諸条件については未だ明確な取極乃至了解に  
 達してゐない。しかしながら、その返還の時期が大体十二月頃  
 と予測されることは、予め之が国内的受入態勢を整え  
 る意味において奄美群島復帰善後処理費を補正  
 予算に計上し、先方との話し合ひがもとより次第実行出  
 来る準備を致した次第である。

外務省

大蔵省関係回答資料 (ニハ、ロ、ニハ)  
 向。奄美群島の復帰については如何なる交渉見送しの上で予算  
 を計上しているか。  
 答。奄美群島の復帰については、本年八月のダレス声明以来、  
 外務省が在日米大使館、或は在米日本大使館を通じて  
 米側と非公式な話し合ひを行つてゐるが、現在のところでは返  
 還すべき地域の範囲を除いては返還の時期、その他返

外務省

RA'-0624

0109

日本側の回収した日本軍票の処理のありか、これについては、  
 十島村の例からみて米軍又は日本側をもちよ日本相当額  
 の支払を受けらばよい関係機関と連絡の上努力してい  
 る。  
 次に建物、施設、機械等の譲渡の問題であるが、当方  
 としては琉球政府所有となるる不動産等は奄美  
 群島の持分として日本政府に譲渡で引継ぐことかできる

外務省

ものと考えており、又米側の所有に属する施設及び米側  
 の所有に属し、琉球政府、市町村等に貸與してゐる物件  
 については、米軍が撤去するもの、有償譲渡するもの、無  
 償譲渡するもの、米軍において将来行政協定に基く施  
 設及び区域として継続使用を希望するものに分別して、  
 賦<sup>ノ</sup>の区分、種目、所在及び数量を提示してもらつた上、無  
 償譲渡の範囲をなるべく広くし、米軍が撤去するものに

外務省

RA'-0624





の場合に日本政府が奄美群島の事務引継を円滑に行う  
よう国内の準備態勢をととのえていく次第である。

外務省

二八、一〇、三九

奄美群島返還に関する国会答弁資料

1. 問

奄美群島返還に関する日米交渉の経過如何。

答

政府といたしましては、従来機会ある毎に、奄美大島、沖繩、小笠原等に関する国民の希望を米國政府に伝えて参り、特に奄美大島に対しましては特別の配慮を要請して参りました。これに対し、八月八日米日中のダレス米國國務長官は、「米國は、奄美群島に対して持つてゐる諸權利を放棄し、必要を取極が日本政府との間に結ばれ次第、日本がこれら諸島に対する権限を回復しようにすることを希望する。」旨を聲明し、奄美群島返還の意向を明らかにせられた次第であります。

政府は、九月以来現地に調査団を派遣して実情を調査するとともに、目下在京米國大使館との間に返還に関する具体的措置について非公式の話し合いを進めております。

2. 問

奄美群島の返還と平和条約第三条の關係如何。  
返還につき平和条約第三条の改正が必要ではないか。

答 政府は、米國が平和条約第三条に基いて奄美群島に対し有する権利は、米國の一方的意思により放棄しうるものであり、平和条約第三条の条文の改正は必要がないと考えており、従つて、奄美群島の返還には、米國側より日本のために平和条約第三条の諸権利を奄美群島について放棄する旨の公文を出し、日本側がこれを受諾する公文を出す公文交換の形式によつて足り、条約、協定の形式による必要はないと考えております。

3 問 返還される地域の範囲如何。

答 もと鹿児島県の区域で、北緯二十九度以南の諸島はすべて日本側に返還されます。

4 問 奄美群島返還実現の時期如何

答 政府といたしましては、返還が一日も早く実現することを期待し、所要の国内受入措置を整備いたしますとともに、タレス戸明に述べられた日米間の必要な取極締結に関する在京

米大使館との話を急ぎつつあります。返還の時期は、右米側との話合の結果による訳であります。が、年内には実現するよう促進する考えであります。

5 問 日米両国政府間の necessary arrangements とは具体的に何を指すか。

答 現地通貨の処理、債権債務の処理、国有公有財産の返還、米側が継続使用を希望する施設等に関する取極であります。

6 問 政府は沖縄及び小笠原諸島についても返還方を要請する積りはないか。

答 政府といたしましては、今後とも沖縄及び小笠原の返還が実現するよう努力する所存であります。

7 問 最近沖縄方面を視察した米上院議員等の談話によるも、米國は近き将来に沖縄、小笠原を返還する意向はないようだが、



政府の見遣はどうか。

答 政府としては、沖縄及び小笠原に関しましても、奄美群島と同様措置が一日も早くとられることを希望しており、又米側においても領土的意図は全くないと考えられるので、国際情勢殊にアジアの情勢が安定すれば、右わが方の希望が全面的に容れられるものと期待しております。

二八〇一三〇

由 奄美大島の返還が遅延したかこの事は  
 事実上島民に如何なる影響を及ぼすか。

答 政府としては出来る限り早く返還しても  
 ううよう、所要の国内措置を講ずるも  
 に、目下米國政府も非公式に話を進め  
 ておりますが、米國側においても必要な準備  
 をひきまだけ早く完了して返還したいと

外務省

RA'-0624

0114

外務省

う申し入れてあります。

外務省

の意向であります。  
奄美群島住民においては換金化の傾向、  
本土からの輸入の手控等が行われ金融上  
経済上相当にきゆう屈な状態にある  
模様であり、その為、其米國側にも実  
情を調査し、適当な措置をとることもうな

RA'-0624

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地方自治行政委員会へ提出  
 北緯二十九度以南の鹿児島県大島郡の地域  
 (奄美群島) 返還の経緯

一 昭和三十一年一月二十九日付連合軍最高司令官兼司令部覚書  
 SCAPIN 六七七号(別添(イ)参照)により十島村の一部(通称  
 上三島)を除く旧鹿児島県大島郡の地域に対する日本政  
 府の行政権行使が禁止され、旧沖縄県々地域とともに米国の  
 軍被占領下に置かれた。

二 昭和二十六年十二月五日付司令部覚書 SCAPIN 六七七号  
 (別添(ロ)参照)により、右地域のうち北緯二十九度以北の地域(横芝島  
 と根崎を除く旧鹿児島県十島村の区域)に対する日本政府  
 の行政権行使の禁止が解除された。

三 平和協約発効により、同協約第三条後段の規定(別添(三)参照)に基  
 き北緯二十九度以南の旧鹿児島県大島郡の地域は、沖縄、小笠原群  
 島とともに引続き米国の行政立法及び司法上の権利の行使下に置か  
 れることとなった。

四 本年八月八日ダレス米国防務長官は東京において声明を行い(別  
 添(四)参照)奄美群島を日本に返還するとの米国防府の意向を  
 表明した。



Full text of a statement made by John Foster Dulles,  
Secretary of State of the United States on  
August 8, 1953.

I am pleased to be able to make in Tokyo the following announcement which I have just communicated to His Excellency the Prime Minister on behalf of the United States Government.

The Government of the United States desires to relinquish its rights under Article 3 of the Peace Treaty over the Amami Oshima Group in favor of the resumption by Japan of authority over these islands as soon as necessary arrangements can be concluded with the Government of Japan.

With respect to the other islands included under Article 3 of the Japanese Peace Treaty, it will be necessary during the present international tensions in the Far East for the United States to maintain the degree of control and authority now exercised. The United States will thus be able to carry out more effectively its responsibilities under the Security Treaty between the United States and Japan to contribute to the maintenance of Peace and security in the area. Meanwhile the United States will make increased efforts to promote the welfare of the inhabitants of those islands.

The prospective reunion of the Amami Oshima Group with Japan, reuniting its inhabitants with their homeland, is a source of gratification and pleasure to the Government of the United States.

- 2 -

(Nansei) Islands south of 30° North Latitude (including Kuchino-shima Island), the Izu, Nanpo, Bonin (Ogasawara) and Volcano (Kazan or Iwo) Island Groups, and all other outlying Pacific Islands [including the Daito (Ohigashi or Oagari) Island Group, and Parace Vela (Okinotori), Marcus (Minamitori) and Ganges (Nakanotori) Island], and (c) the Kurile (Chishima) Islands, the Habomai (Hapomaze) Island Group (including-Suisho, Yuri, Akiyuri, Shibotsu and Taraku Islands) and Shikotan Island.

4. Further areas specifically excluded from the Governmental and administrative jurisdiction of the Imperial Japanese Government are the following: (a) all Pacific Islands seized or occupied under mandate or otherwise by Japan since the beginning of the World War in 1914, (b) Manchuria, Formosa and the Pescadores, (c) Korea, and (d) Karafuto.

5. The definition of Japan contained in this directive shall also apply to all future directives, memoranda and orders from this Headquarters unless otherwise specified therein.

6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

7.

RA'-0624

0117

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

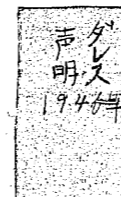
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

7. The Imperial Japanese Government will prepare and submit to this Headquarters a report of all governmental agencies in Japan the functions of which pertain to areas outside of Japan as defined in this directive. Such report will include a statement of the functions, organization and personnel of each of the agencies concerned.

8. All records of the agencies referred to in paragraph 7 above will be preserved and kept available for inspection by this Headquarters.

For the Supreme Commander:

H.W. Aleen  
Colonel, A.G.D.,  
Asst. Adjutant General.



AG 091(29 Jan. 46)GS  
(SCAPIN -677)

29 January 1946

Memorandum For: Imperial Japanese Government  
Through : Central Liaison Office, Tokyo  
Subject : Governmental and Administrative Separation of  
Outlying Areas From Japan.

1. The Imperial Japanese Government is directed to cease exercising, or attempting to exercise, governmental or administrative authority over any area outside of Japan, or over any government officials and employees or any other persons within such area.

2. Except as authorized by this Headquarters, the Imperial Japanese Government will not communicate with government officials and employees or with any other persons outside of Japan for any purpose other than the routine operation of authorized shipping, communication and weather services.

3. For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu and Shikoku) and the approximately 1,000 smaller adjacent islands, including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30° North Latitude (excluding Kuchinoshima Island); and excluding (a) Utsuryo (Ullung) Island, Liancourt Rocks (Take Island) and Quelpart (Saishu or Cheju) Island, (b) the Ryukyu  
(Nansei)

AG 091 (29 Jan 46)GS  
SCAPIN 677/1

5 December 1951

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Governmental and Administrative Separation  
of Certain Outlying Areas from Japan

1. Reference:

a. Memorandum for the Japanese Government, AG 091 (29 Jan. 46)GS (SCAPIN 677), 29 January 1946, subject, "Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan".

b. Memorandum for the Japanese Government, AG 091 (22 Mar. 46)GS (SCAPIN 841), 22 March 1946, subject, "Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan".

2. Paragraph 3 of reference a, as amended by reference b, is further amended so that the Ryukyu (Nansei) Islands north of 29° north latitude are included within the area defined as Japan for the purpose of that directive.

3. The Japanese Government is directed to resume governmental and administrative jurisdiction over these islands, subject to the authority of the Supreme Commander for the Allied Powers.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

C. C. B. WARDEN  
Colonel, AGC  
Adjutant General

RA'-0624

0119

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

別添(三)

日本国との平和條約(草案)

第三條

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、媽婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治の下におくこととする。國際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政立法及び司法上の権利の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

五課長

奄美群島返還に関する国会答弁資料

閣の奄美群島返還に関する日米交渉の経過を明らかにせよ。

答 八月八日のケレス米國務長官の声明以来、在京米國大使館

と貴国に返還に関する且体的問題につき非公式の話し合

いを進めおりました。十月二十日(在米)米大使館より正式に

五用給した旨の申入れを受けましたので、去る二十日に

才回の会談を行い、次いで引継に関する且体的事項

外務省

政府の方針、  
返還の  
協定  
等

印

(六二二)三  
アリア五課

生半各問題毎の分科会を設け、目下<sup>報告</sup>進行中  
あります。

2. 向、奄美群島返還に関する米側案の内容を明らかに  
せよ。

答、<sup>つ</sup>米軍軍事基地存続の問題、流通通貨処  
理の問題及び米民政府により、又はその指令に従って行わ  
れた行政上司法上の処理の効力に関する問題等であ

外務省

ります。が、その内容については未だ発表の段階に至って居  
りません。

3. 向、交渉の現段階において特に難点となっている問題は何か。  
答、会談は順調に進められておりまして、別に難点となつて居る  
問題はありません。

4. 向、返還実現の時期如何。  
答、返還をひきこむだけ早く実現することについては、日米

外務省





双方意見が一致して居りますので、年内には実現で  
きるものと期待しております。

5. 尚、先日の国会における外務大臣の答弁によると、我々は勿論  
現地住民は返還が一月一日に行われるものと期待して  
いたにも拘らず、未だにその明確な日取さえ分らぬ状態に  
対し、政府の責任を追究するとともに、遅延の理由を明  
らかにせよ。

外務省

答、政府としては、十月一日を目途として、所要の国内後  
入措置を急ぎ、米側の証合を進めようとしたのでありま  
す。国内後入措置は既に整っており、米側の証合  
の都合は、十一月一日に実現でき、<sup>可せんし、</sup>証合  
の準備は、<sup>証合</sup>目下交渉は順調に進んでお  
りますので、年内には実現できるものと期待しております。  
<sup>（半別）</sup>証合の開始に  
おき、遅延の理由を、米側政府内部における討議に

外務省

RA'-0624

0122

殊目と受したものと考えております。

6. 同政府は返還取極を国会に上擧してその承認を求め予

尾か。

答) 政府としては、米国の平和条約が三條に基いて奄美

群島に対し有する権利は米国の一方的宣言により放棄し

たるもの考へておられ、条約協定等の形式に於ては、

の承認を求め、事建は考へておりませんが、

外務省

引継に關する具体的事項の内容が日本側に立

法事項として一定の義務を負擔せらるる事

れば、その取極は条約として国会に提出する予定であり

す。

又、最近の新聞は米側において永く沖繩を確保するもの

あるの論調を聞きに伝えているが、これに対する外務省

の見解と沖繩の日本復旧問題に關する見遣を承りたい。

外務省

答 政府は、たゞし、最近特に米側が沖縄の確保を重視してゐる  
 ことは考慮しております。同地域の軍事的な重要性から巨  
 額の予算を投下して建設された軍事施設を米側が  
 引き続き保持しようとする希望することは理解いたしますが、  
 政府としては、<sup>(は沖縄における)</sup>存米側の軍事的施設及び地域に  
<sup>(は確保する)</sup>対する希望は、<sup>(は沖縄における)</sup>沖縄の地域全般に對し同様の希  
 望を有してゐることは考えておりません。

外務省

従つて国際情勢特にアジアの情勢が或程度安定す  
 れば、沖縄の日本復旧が実現するものと期待してござい  
 ます。<sup>(軍民)</sup>  
 8. 向、中国国民政府は、奄美群島の日本復旧に反対の態度を  
 表明してゐるが、二点に對する外務省の見解を説明せよ。  
 答 政府としては、平和条約草案に基いて米國が有  
 する権利は米國の一方的意思<sup>(軍民)</sup>によつて放棄し得る  
 ものと考えており、<sup>(軍民)</sup>中國國民政府の反対によつて

外務省

RA'-0624

0124

奄美群島返還の問題が影響を受けるようなことは  
何とも考えておりません。

又、米国のこの問題に対する意向が中国国民政府の反  
対にあって影響を受けることはないかと考えております。

外務省

第十八国会における岡崎外務大臣の外交演説

(昭二六 一二三〇)

最近の外交関係に就きましてこの経過を申述べます。  
過日米国のニクソン副大統領を戦後最初の国賓として迎えまし  
たことは総理大臣も申された通り日米両国の親善関係を強化する  
上にも又日米両国間の相互理解を促進する上に多大の効果があつ  
たことを信じます。政府と致しましては日米間の深き理解の上に  
立つて従来共にM S A交渉を進めて参りましたがM S A交渉の具  
体的内容につきましては政府に於て目下防衛計画に就き検討が加  
えられつつありますのでこれが具体化を待つて実際の交渉に入る  
考であります。尤も同法第五五〇条に規定する農産物の円貨に依る  
買入れ及びこれに関連する諸問題につきましては具体的にその話  
合を進めております。  
韓国との問題に就きましては去る十月二十二日韓会谈が不調

に終りまして、政府は二つの方法でこれが收拾に努力して参りましたが、第一は日韓懸案の全面的且根本的な解決策、即ち日韓会談の再開であります。我々は一方に於ては世界の公正な輿論に訴えると共に韓国に冷静な考慮を求めてきたのであります。同時に本問題の妥当なる解決の爲には公平なる第三国の斡旋をも歓迎するものであります。尤もこれには韓国に抑留された漁夫等の釈放が前提条件ともなるべきものであります。既に漁夫の大部分は帰還致しましたので会談再開の基礎はある程度出来たものと信じます。先般韓国政府は声明を発表し、その中には色々条件はありますが速かに日韓間の国交の調整を行いたいとの趣旨があり、政府としてもこの点は全く同感であります。既に独立せる韓国と正式に条約を締結し長くこれと友好関係に入ることは政府の最も希望するところであり、第二には差当り最盛期に入つた漁業の問題であります。勿論政府と

しては出漁船に対する必要な保護警戒の措置はとりませんが、同時に漁業問題全般の満足を解決の爲に出来得れば公正な第三国の斡旋をも得て、これを行いたい意向であります。尙抑々中の船舶の返還を引続き要求中であり、

東南アジア諸国との関係につきましては前国会で申述べました通り先般インドネシアの賠償調査団が来朝しこれとわが方との間に日、「イ」沈船引揚協定案が取纏められつゝあります。又この調査団は我國の工業を視察すると共に我國の経済財政事情の研究も行いましたが、その活動ぶり、態度から見て日「イ」国交調整上心強い期待を与えられたのであります。ビルマにつきましても同様の調査派遣の意向があるやにも聞き及んでおりますが、更に政府は同国と中間賠償計画をももつております。フィリピンに対しましては愈々具体的な交渉に入る段階に到達したものと考えており、かくして徐々に徐々ではあります、漸次本問題の解決も近づきつつあるものと思ひます。

中共との関係に就ては先に中共視察団が先方の要路者と会談し、取引計画を結んで帰朝されましたが、殊に中共からの邦人引揚げが行われましたことは我々としても意義深いものがあると信じております。政府としては先の国会に於ける中共貿易促進の決議の趣旨により自由主義諸国との紐帯を損なわない限度に於て、この方面への努力を続けてゆきたい所存であります。

ソ連に於ける抑留邦人に就ての引揚問題は日赤嶋津社長を団長とする代表者を派遣する運びとなり、代表団はソ連赤十字社と交渉の結果、刑期満了の特赦を受けた捕虜及一般人一二七四が送還されることになり、又残留の一〇四七名も刑の満了と共に送還されることになったのは御同慶の至りであります。尙残留邦人に就て我方の数字と、共同コムユニケに表れた数字に就ては相当の開きがありますので、我が方としては一般邦人並に死亡者に就ても出来るだけの資料を得たい意向であります。ソ連赤十字社も

これに応じ現在鋭意調査中との趣であります。

奄美群島の返還に就きましては既に前国会で右受入れに就ての法律案並に予算案に就て御承認を得ましたので、更に米国政府と交渉を続けましたところ本月二十四日米国側の案も得ましたので、急ぎ話し合いを行つております。このようにして一応の目標であった十二月一日に返還を受けることは現在では不可能であります。遅く年内には返還の運びに至り得るものと信じております。

日英貿易会談は目下ロンドンで開催中でありますが我国と英国及びこれを中心とするスターリング地域との通商関係は地理的にも歴史的にも密接不可分のものであつたし又現にそうであることは御承知の通りであります。然るに昨年英国側に於ける強度の輸入制限の結果、我方としては輸出が激減したのみか、輸入もそれに必要なボンド貨の手当困難の為充分には行い難い状態でありま

よつて、政府と致しましては、日英間貿易並に支払關係全般について会談を行い、何としてもこの状態を打開すべく決意致しておる次第であります。

右の外、政府は我國通商關係の増進の爲、多面的には「ガット」の仮加入を始め、國際砂糖協定に署名を了し、個別的には既に條約の締結を了した米国外我が國と通商關係にある殆んど總ての國との間に、通商航海條約又は貿易支払の締結を申入れ或は交渉中でありませぬ。既にエジプトとの間には貿易及び支払取極の署名を了し、又カナダとも近く通商航海條約の署名を行い得る段階に達しております。

以上外交問題の経緯を御説明申し上げます。

#### 奄美群島返還に関する国会答弁資料

1 問 奄美群島返還に関する日米交渉の経過如何。

答 政府といたしましては、従来機会ある毎に、奄美大島、沖縄、小笠原等に関する国民の希望を米國政府に伝えて参り、特に奄美大島に對しましては特別の配慮を要請して参りました。これに對し、八月八日米中のダレス米國國務長官は、「米國は、奄美群島に對して持つてゐる諸權利を放棄し、必要を取極が日本政府との間に結ばれ次第、日本がこれら諸島に對する権限を回復しようにすることを希望する。」旨を聲明し、奄美群島返還の意向を明らかにせられた次第であります。

政府は、九月以來現地に調査団を派遣して実情を調査するとともに、目下在京米國大使館との間に返還に関する具體的措置について非公式の話し合いを進めております。

2 問 奄美群島の返還と平和條約第三條の關係如何。  
返還につき平和條約第三條の改正が必要ではないか。

答 政府は、米國が平和条約第三条に基いて奄美群島に対し有する権利は、米國の一方的意思により放棄しうるものであり、平和条約第三条の条文の改正は必要がないと考えております。従つて、奄美群島の返還には、米國側より日本のために平和条約第三条の諸権利を奄美群島について放棄する旨の公文を出し、日本側がこれを受諾する公文を出す公文交換の形式によつて足り、条約、協定の形式による必要はないと考えております。

3 問 返還される地域の範囲如何。

答 もと鹿児島県の区域で、北緯二十九度以南の諸島はすべて日本側に返還されます。

4 問 奄美群島返還実現の時期如何

答 政府といたしましては、返還が一日も早く実現することを期待し、所要の国内受入措置を整備いたしますとともに、マス声明に述べられた日米間の必要な取極締結に関する在京

米大使館との話を急ぎつつあります。返還の時期は、右米側との話合の結果による訳であります。が、年内には実現するよう促進する考えであります。

5 問 日米両国政府間の necessary arrangements とは具体的には何を指すか。

答 現地通貨の処理、債権債務の処理、国有公有財産の返還、米側が継続使用を希望する施設等に関する取極であります。

6 問 政府は沖縄及び小笠原諸島についても返還方を要請する積りはないか。

答 政府といたしましては、今後とも沖縄及び小笠原の返還が実現するよう努力する所存であります。

7 問 最近沖縄方面を視察した米上院議員等の談話によるも、米國は近き将来に沖縄、小笠原を返還する意向はないようだが、



政府の見透はどうか。

答 政府としては、沖縄及び小笠原に関しましても、奄美群島と同様措置が一日も早くとられることを希望しており、又米側においても領土的意図は全くないと考えられるので、国際情勢殊にアジアの情勢が安定すれば、右わが方の希望が全面的に容れられるものと期待しております。

RA'-0624

0130

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

秘

奄美群島返還に関する国会答弁資料

1 問

奄美群島返還に関する日米交渉の経過を明らかにせよ。

答

八月八日のダレス米国務長官の声明以来、在京米国大使館との間に、返還に関する具体的問題について非公式の話し合いを進めて参りましたが、十一月二十四日在京米大使館から米側案を受けとり、正式話し合いを開始したい旨の申入れを受けましたので、去る二十七日に第一回の会談を行い、各問題毎の分科会を設け、目下話し合いを続行中であります。

2 問

奄美群島返還に関する米側案の内容を明らかにせよ。

答

主として、米側軍事基地存続の問題、流通通貨処理の問題及び米民政府により、又はその指令に従って行われた行政上司法上の処理の効力に関する問題等でありますがその内容については未だ発表の段階に至つて居りません。

3 問

交渉の現段階において特に難点となつている問題は何か。

外務省

答 会談は順調に進められておりました、別に難点となつていない問題はありません。

4 問

返還実現の時期如何。

答

返還をできるだけ早く実現することについては、日米双方の意見が一致いたしておりますので、年内には実現できるものと期待しております。

5 問

先の国会における外務大臣の答弁によつて、われわれは勿論現地住民は返還が十二月一日に行われるものと期待していましたが、未だにその明確な日取さえ分らぬ状態に對し、政府の責任を追及するとともに、遅延の理由を明らかにせよ。

答

政府といたしましては、十二月一日を目途として所要の国内受入措置を急ぎ、米側との話し合いを進めて参つたのでありまして、国内受入措置は既に整つておりますが、米側との話し合いの都合もあり十二月一日に実現できませんでしたが、日

外務省

RA'-0624

0131

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

下話合いは順調に進んでおりますので年内には実現できるものと期待しております。  
なお米側との正式話合いの開始が遅延したのは、米側政府部内における討議に時日を要したものと考えております。

外務省

6問

政府は返還取極を国会に上程してその承認を求める予定か。  
答 政府といたしましては、米国が平和条約第三条に基いて奄美群島に対し有する権利は、米国の一方的意思表示により放棄しうるものであり、条約協定等を結ぶ必要がないものと考えておりますが、引継に関する具体的事項の内容が、日本側において、立法事項に関して一定の義務を負う点が出て参りますれば、その取極は条約として国会に提出する予定であります。

7問

最近の新聞は、米国側において永く沖縄を確保するものであるとの論調をしきりに伝えていますが、これに対する外務省の見解と沖縄の日本復期間問題に関する見透を承りたい。  
答 政府といたしましては、米側は沖縄における軍事施設を確保する必要をのべているものと了解しており、従つて国際情勢特にアジアの情勢が安定すれば、沖縄の日本復期が実現

外務省

RA'-0624

0132

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省

するものと期待しております。

8問 中華民国政府は、奄美群島の日本復期に反対の態度を明らかにしているが、これに対する外務省の見解を説明せよ。

答 政府といたしましては、中華民国政府の反対によつて奄美群島返還の問題が影響を受けるようなことはないと考えております。

RA'-0624

0133

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

アジア局長 第五課長

条約局長

第一課長

第三課長

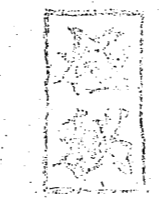
三

奄美群島に關する協定に關連する

国会答申資料

外務省

28.12.23



外務省

向の第一條第一項に關連し、米國は平和條約の
三條に基くすの権利及び利益を奄美群島の
に限り放棄するに及ぶもの、右は平和條約の關係
にありて米國の單独の行為に得る理由及び平和條
約を批准した關係連合國との間に何らものも
あり得る心配はなかり、
了
答、平和條約の三條に基く権利及び利益は米國にのみ

外務省

RA'-0624

0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



5

内中(吾等)總の「す」の権能及び権利を行  
 使するに、完全な責任を引き受ける。とは  
 日本の完全な主権を意味するものか。  
 答 米國がすべての権利及び利益を放棄した場合には  
 美群島の地域に対し、かの國の<sup>責任</sup>主権を保有して  
 之關係上自動的にかの國の主権を完全上行使し得る  
 ことにあるのであり、米國との間において、この關係を

外務省

4

であり、吾等。

外務省

RA'-0624

0136

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

7

問の回収日月を無償で米側に返還することに成つてゐる  
 28  
 答。領土の割譲が行つた場合には譲受国が割譲地  
 域において流通してゐる譲渡国の通貨を回収し、自国の  
 通貨を交付若しくは発行し、回収済の通貨を焼却又  
 は譲渡国に無償で譲渡するといふ條約乃至協定の  
 先例がありまして、最近の例については、イタリヤ平和條

外務省

6

明文化して成るります。

外務省

RA'-0624

0137

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



また第一次大戦後の対オーストリア協定の通り、協定の一つであり、経済協力及びイタリアや平和協約から生ずる諸問題に關するイタリアや国とギリシヤ国との間の協定が三条件に流通から回収する回収の通貨は、ギリシヤ国政府によるイタリアや国政府に送還すべきものではない。旨が規定されておる。

約七十四條に基く賠償に關する協定の一つであり、経済協力及びイタリアや平和協約から生ずる諸問題に關するイタリアや国とギリシヤ国との間の協定が三条件に流通から回収する回収の通貨は、ギリシヤ国政府によるイタリアや国政府に送還すべきものではない。旨が規定されておる。

外務省

7

り、せんが、このに類推して右の国際上の先例を適用しては、ありませぬ。又回収の通貨は、通貨の価値等に關しては、経済協定上特に貨幣論は諸種の意見が、ありませぬ。送還の通貨の問題は、国際上の先例に、第一次大戦後ありませぬ。

外務省

内 日收日月の総額を問う

答 日收日月の総額は、統計機関がその正確を推定は下  
し兼ぬすか、政府にふるまはしては約二億五千万  
円と推定致してかかります。

外務省

由 ○ 第四條により平和條約発効後に行はる請求権を放棄

しては如何なる理由に基んか。

答。平和條約第三條に基き、米國の行政、立法及び司法上の権  
力を行使してかかります。平和條約発効後迄還上至るま  
に、理地の法令上何初に行はる  
この間の米國側の請求権は、理地の請求権を  
行使し得ない事柄とあり、これを明文としにわつてあり、  
従つて是の  
米國側の請求権は、理地の請求権を  
行使し得ない事柄とあり、これを明文としにわつてあり、  
従つて是の

外務省

12, 1

由。才四條才一項には、米国の法令及び南西諸島の現地  
 法令で特に認められた日本人の請求権の放棄は含まれない  
 旨の趣意があるが、具体的にどういふことにならうか。  
 答。例之は南西諸島にかまましては、米国軍人軍属又は軍  
 庫傭のシビリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過  
 失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対し  
 したる損害に対してはフォーリン・ウレイド・アクトが適用

外務省

12

由。才四條才一項には、米国の法令及び南西諸島の現地  
 法令で特に認められた日本人の請求権の放棄は含まれない  
 旨の趣意があるが、具体的にどういふことにならうか。  
 答。例之は南西諸島にかまましては、米国軍人軍属又は軍  
 庫傭のシビリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過  
 失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対し  
 したる損害に対してはフォーリン・ウレイド・アクトが適用

外務省

ありまし、

法令で特に認められた日本人の請求権の放棄は含まれない旨の趣意があるが、具体的にどういふことにならうか。  
 答。例之は南西諸島にかまましては、米国軍人軍属又は軍庫傭のシビリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対してしたる損害に対してはフォーリン・ウレイド・アクトが適用

由。才四條才一項には、米国の法令及び南西諸島の現地

RA'-0624

0140

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

13

<p>向。本協定<del>第</del>五<sup>五</sup>条により、平和条約第十九条は奄美大島群島の返還の日以後同地域に適用されると思われ、第十九条は特に設けられた理由如何</p>	<p>答。お説通り、平和条約発効前、分については、平和条約第十九条は奄美群島に適用される関係上、第四条と第十九条(2)の全部及び(4)の一部とが重複するものであります。</p>	<p>しかしながら、右第四条には平和条約第十九条が規定されて</p>
--	--	------------------------------------

外務省

12, 2

<p>ミヤウミノミトに成るべし、或いは米国民政府が南西諸島において一九五〇年七月一日以降占有して之を財産又は一九五三年四月以降において米国民政府が使用又は占有を以て要とする土地の所有者と対しては、補償を行う旨の現地米国民政府の布令が出ておりました。</p>
--

外務省

RA'-0624

0141

14

いよいよ平和条約締結後、尚問題もありません。後者については  
 一応平和条約が三條から来る論理的帰結として返還まで  
 の米国の行為の効力を認めることにもなりますが、種々疑問  
 も起る復る~~復る~~、特に規定したものであります。

外務省

15

29  
 問 交換公文の第一項において、米側は沖縄及び小笠  
 原等の地域において現在米度の管理及び機能を維持  
 することが必要である旨を積極的にうたい、日本側は右  
 一五テラウノートして、~~米側は~~特にこの旨を合意する行為  
 である理由を問う。  
 右によつて、沖縄小笠原の特系の復帰を益々困難ならし  
 める結果とならうか。

外務省

RA'-0624

0142

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

17

古に平性を奄美群島の返還に際し明らかとしたいとの意向  
 向ひありませぬ。中の方と致しましては、米側の意向を単に  
 テークノートしただけであります。  
 米國にかまましては、ニカラの地域と日本本土との間の伝統  
 的を文化と及び至情上の緊密な関係を切断するもので  
 はないことを認めていたものであります。  
 中の方といたしましては、極東にかける平和と安全等が一日も

外務省

16

政府は神繩及び小笠原を米國が半永久的に管理する  
 ことを認めて奄美群島の返還を行つたのか。  
 答の神繩、小笠原等の米國による管理は、世界状況、特に  
 極東の平和と安全とを効果的に確立するための必要から  
 行なわれているものであります。米國にかまましては、この必  
 要性がなくならぬ限りは、神繩、小笠原等に対する現  
 在程度の管理を行うことは必要であると思われまゝです。  
 中の方といたしましては、米國にかまましては、この必  
 要性がなくならぬ限りは、神繩、小笠原等に対する現  
 在程度の管理を行うことは必要であると思われまゝです。

外務省

RA'-0624

0143

18

早く確立され、沖縄、小笠原等が相次いで復帰いたしましたことと念願してゐるを以て、政府といはれましても、米国の善意に信頼し、沖縄、小笠原等に關する国民の要望が實現されるよう極力努力する所存であります。

外務省

19

問。交換公文の才二項の真意を問う。

答。奄美群島は、日本本土と沖縄に於ける米国の軍事施設との間に於て、極東の防衛と安全とに特別な關係があるを、沖縄等の防衛を維持し、強化し、或は回答易にするため、米側が主要とする要求を考慮に入れるといふことを承知したものであります。

外務省

RA'-0624

0144

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

21

問。カレス声明は神鏡小笠原等の管理について、現在の  
 軍機上の状態が限りとの主旨であつたの交換公文  
 においては「平和及び安全の永続する状態が極限におりて  
 確立されるまで」と一層強硬な表現を用ひては不可と確  
 定し、その理由如何。

答。カレス声明が行なはれてから、奄美群島に關する協定の  
 調印されるまでの間において米國政府の神鏡小笠原等

外務省

20

問。米側が所要とする要件とは具体的に何を  
 指すか。

答。米側が所要とする要件につきましては、現在のところ何  
 ら具體的なるものはありません。

外務省

RA'-0624

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



閣下の管理の方針が変更されたと云ふことと云ふこと  
 とは協定締結の諸合の過程におきまして米側が言明  
 してゐる次第でありまして、声明の表現と協定の附屬  
 の交換公文としての表現との間に、さうかゝり相違がある  
 とは已むを得ないものと考へます。

外務省

(以下は裁判権条項の挿入されたこととなつた場合のためのも  
 の) 内務省の改正に基く義務を負ふことは日本  
 の裁判権の侵害とならざるもの  
 答。民事裁判権は政府の専らに先んじて公布さ  
 れたに於ては、裁判権の復歸に伴う法令の適用の暫定指  
 置等に関する法律が七條に於て経過措置を定めておる  
 のにありませぬ。 閣下は、新法の下に何等かの  
 法律上の定めがある。

この二文句はありませぬ。

外務省



25

裁判所に係属した事件で琉球上訴裁判所に係属し  
 在事件に関する訴訟行為裁判処分その他を  
 統一的に法の法令中の相当規定によりなすべし  
 ことなる  
 措置をなすことなる  
 ことなる

外務省

24

同  
 可能なりや、もし救済の途なしとすれば黙  
 法はないか。  
 先に公布すよした。奄美群島の復帰に伴う法令  
 の適用の暫定措置等に関する法律「オセ州」の  
 秩序又は善良の風俗に反し、奄美群島に  
 行定判決と法の必要なること  
 裁判所に係属した事件及び奄美群島に  
 在るものありき。

外務省

RA'-0624

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

27

ありませぬ。ニヤウの措置は中の方の關係機關が行うもの  
 でありまして、送還実施前に關係當局が現地に参りま  
 して、抑留中の者の処分を如何にするかを決定したし  
 まして、送還と同時に右の手続を完了することになつ  
 ておりました。

外務省

26

同外務省旧し書中。適当なる措置 (appropriate  
 disposition) には具体的な旨を指し如左なる  
 様固め行つた。又よなまの固めは分りかね  
 抑留し得る根拠如何。  
 適当なる措置とは抑留中の者日本国の法令に  
 照らして拘留するに依りて起るべき措置をいふこと  
 である。

外務省

RA'-0624

0148

奄美群島に関する協定に関連する国会答弁資料

問 第一条第一項において、米國は平和条約第三条に基づくすべての権利及び利益を奄美群島に限り放棄するとあるが、右は平和条約の関係において米國が単独で行い得る理由及び平和条約を批准した関係連合國との間になんらかのもつれの生ずる心配はないか。

答 平和条約第三条に基づく権利及び利益は米國にのみ与えられたものでありまして、一般国際法におきましては、一國が条約協定により付与された本件のような権利又は利益は当該國の一方的意思により放棄し得るものでありますので、米國も平和条約第三条に基づいて与えられた権利及び利益を単独で放棄したものであります。従いまして、平和条約批准關係國の同意を必要としない次第であります。

問 第一条第一項のすべての権利及び利益とは具体的に何を指すか。

答 すべての権利とは、米国による信託統治の提案が国連において可決されるまでの間行政、立法及び司法上の権力を行使し得る権利をい、すべての利益とは、米国が信託統治の提案を行う場合にはわが国がこれに同意する旨の第三条前段により米国が有する利益をいうものであります。

問 第一条第一項の「すべての権能及び権力を行使するため完全な責任を引き受ける。」とは日本の完全な主権を意味するものか。

答 米国がすべての権利及び利益を放棄した場合には奄美群島の地域に対し、わが国が潜在主権を保有している関係上自動的にわが国の主権を完全に行使し得ることになるのでありますが、米国との間において、この関係を明文化したものであります。

問 回収B円を無償で米側に返還することになつてゐるがその理由及び国際上の先例を問う。

答 領土の割譲が行われた場合には譲受国が割譲地域において流通している譲渡国の通貨を回収し、自国の通貨を交付若しくは発行し、回収済の通貨を焼却又は譲渡国に無償で譲渡するとゆう条約乃至協定の先例がありまして、最近の例においては、イタリヤ平和条約第七十四条に基く賠償に關する協定の一つであります経済協力及びイタリヤ平和条約から生ずる諸問題に關するイタリヤ国とギリシヤ国との間の協定第三十五条に「流通から回収されたイタリヤ国の通貨は、ギリシヤ国政府によつてイタリヤ国政府に返還されなければならない。」旨が規定されております。また第一次大戦後の対オーストリア及び対ハンガリア条約にもそれぞれ第二〇六条第一八九条等において領土の割譲を受けた国が回収通貨を放棄する旨を定めております。またこのような協定のない場合にも通常このような措置をとられてゐます。

奮美群島の返還は領土の割譲の如きものではありませんが、これに類推して右の国際上の先例を適用したものであります。

問 回収B円の総額を問う。

答 回収B円の総額につきましては、奄美群島には充了した統計機関がないため、正確な推定は下し兼ねますが、政府におきましては、約二億五千万B円と推定いたしております。

問 本協定第~~五~~七条により、平和条約第十九条は奄美大島群島の返還の日以後同地域に適用されると思われるが、第四条を特に設けた理由如何。

答 お説のとおり、平和条約発効前の分については、平和条約第十九条が奄美群島に適用される関係上、第四条と第十九条(a)(b)の全部及び(b)の一部とが重複するものであります。しかしながら右第四条には平和条約第十九条で規定されていない平和条約発効後の問題も及びます。後者については一先平和条約第三条から来る論理的帰結として返還までの米国の行為の効力を認めることにもなりますが種々疑問も起り得るので、特に規定したものであります。

問 第四条により平和条約発効後における請求権を放棄しているのは如何なる理由に基くか。

答 平和条約第三条に基き、米國は行政、立法及び司法上の権力を行使しておりますので、平和条約発効後返還に至るまでの間に現地の法令上有効になされた作為不作為については、たとえこれにより損害が生じていても、わが方は請求権を行使し得ない建前であり、これを明文としたものであります。従つて当時のアメリカ合衆國の法令及び南西諸島の現地法令で認められていた請求権は放棄するものではありません。

問 第四条第一項には、米國の法令及び南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄は含まれない旨の規定があるが、具体的にどのような請求権に及び得るか。

答 例えは、南西諸島におきましては、米國軍人軍艦又は軍艦備のシベリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対し与えた損害に対してはフォートリン・クレイムズ・アクトが適用されることになつており、或いは、米國政府が南西諸島において一九五〇年七月一日以降占有してきた財産又は一九五三年四月以降において米國軍隊が使用又は占有を必要とする土地の所有者に対しては補償を行う旨の現地米國民政府の布令が出ております。



問 交換公文の第一項において、米側は沖縄及び小笠原等の地域において現在程度の管理及び権能を維持することが必要である旨を積極的に行うたい、日本側は右をテイクノートしている理由を問う。

右によつて、沖縄、小笠原の将来の復帰を益々困難ならしめる結果とならないか。

政府は沖縄及び小笠原を米国が半永久的に管理することを認めて奄美群島の返還を行つたのか。

答 沖縄、小笠原等の米国による管理は、世界状勢、特に極東の平和と安全とを効果的に確立するための必要から行われているものでありまして、米国におきましては、この必要性がなくなるに限りは、沖縄、小笠原等に対する現在程度の管理を行うことは必要であると考えている模様でありまして、右必要性を奄美群島の返還に際し明らかにしたいとの意向であります。わが方といたしましては、米側の意向を単にテイクノートしたものであります。

米国におきましては、これらの地域と日本本土との間の伝統的な文化上及び経済上の緊密な関係を切断するものではないことを認めているのであります。

わが方といたしましては、極東における平和と安全等が一日も早く確立され、沖縄、小笠原等が相次いで復帰いたしますことを念願してあるのでありまして、政府といたしましては、米国の善意に信頼し、沖縄、小笠原等に関する国民の要望が実現されるよう極力努力する所存であります。

問 交換公文の第三項の真意を問う。

答 奄美群島は、日本本土と沖縄における米国の軍事施設との間にあつて、極東の防衛と安全とに特別な関係があるので、沖縄等の防衛を維持し、強化し、あるいは容易にするため、米側が必要とする要求を考慮に入れるということを承知したものであります。

問 米側が必要とする要求とは具体的には何を指すか。

答 米側が必要とする要求につきましては、現在のところ何ら具体的なものではありません。

(以下は裁判権条項が挿入されることとなつた場合のためのもの)  
問 第五条の規定に基く義務を負うことは、日本の裁判権の侵害とならないか。

答 民事裁判権に関する第五条は、先に公布されました奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第七条による経過措置と同内容のものであります。領土割譲のような場合に通常協定せられる経過措置であつて、裁判権侵害といつた問題ではありません。

問 第五条の規定により不当な裁判を受けた者の救済は可能なりや、もし救済の途なしとすれば黙つてゐるより方法はなにか。

答 先に公布されました「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」第七条にも掲げられてゐるとおり公の秩序又は善良の風俗に反した場合には、従前の確定判決を認める必要はないことになつております。

問 第六条但し書中の適当な措置 (Appropriate Disposition) には具体的に何を指し、如何なる機関が行うのか、又それまでの間これらの者を抑留し得る根拠如何。

答 適当な措置とは、抑留中の者に対して日本国官憲が日本国の法令に照らして決定する拘留、釈放、保釈その他身柄に関する措置のことです。

問 ダレス声明は沖縄、小笠原等の管理について「現在の緊張した状態が続く限り」との主旨であつたが、交換公文においては「平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまで」と表現方法が異つている理由如何。

答 ダレス声明が行われてから、奄美群島に関する協定が調印されるまでの間において米政府の沖縄、小笠原等に関する管理の方針が変更されたということなく、このことは協定締結の話し合いの過程におきまして米側が言明している次第でありまして、声明の表現と協定の附属の交換公文としての表現との間にいささかの相違があることは口を得ないものと考えます。

(以下は裁判権条項が挿入されることとなつた場合のためのもの)  
問 第五条の規定に基く義務を負うことは、日本の裁判権の侵害とならないか。

答 民事裁判権に関する第五条は、先に公布されました奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第七条による経過措置と同内容のものであります。領土割譲のような場合に通常協定せられる経過措置であつて、裁判権侵害といつた問題ではありません。

問 第五条の規定により不当な裁判を受けた者の救済は可能なりや、もし救済の途なしとすれば黙つてゐるより方法はなにか。

答 先に公布されました「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」第七条にも掲げられてゐるとおり公の秩序又は善良の風俗に反した場合には、従前の確定判決を認める必要はないことになつております。

一五  
及  
各  
三  
分  
一  
の  
一

奄美群島に関する協定に関連する国会答弁資料

問 第六条但し書中の適当な措置 (Appropriate Disposition) には具体的に何を指し、如何なる機関が行うのか、又それまでの間これらの者を抑留し得る根拠如何。

答 適当な措置とは、抑留中の者に対して日本国官憲が日本国の法令に照らして決定する拘留、釈放、保釈その他身柄に関する措置のことであります。

RA'-0624

0159

問 第一条第一項において、米國は平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を奄美群島に限り放棄するとあるが、右は平和条約の關係において米國が単独で行い得る理由及び平和条約を批准した關係連合國との間になんらかのもつれの生ずる心配はないか。

答 平和条約第三条に基く権利及び利益は米國にのみ与えられたものでありまして、一般国際法におきましては、一國が条約、協定により付与された本件のような権利又は利益は当該國の一方的意思により放棄し得るものでありますので、米國も平和条約第三条に基いて与えられた権利及び利益を単独で放棄したものであります。従いまして、平和条約批准關係國の同意を必要としない次第であります。

問 第一条第一項のすべての権利及び利益とは具体的に何を指すか。

答 すべての権利とは、米國による信託統治の提案が国連において可決されるまでの間行政、立法及び司法上の権力を行使し得る権利をいい、すべての利益とは、米國が信託統治の提案を行う場合にはわが國がこれに同意する旨の第三条前段により米國が有する利益をいふものであります。

問 第一条第一項の「すべての権能及び権力を行使するための完全な責任を引き受ける。」とは日本の完全な主権を意味するものか。

答 米国がすべての権利及び利益を放棄した場合には奄美群島の地域に対し、わが国が潜在主権を保有している関係上自動的にわが国の主権を完全に行使し得ることになるものでありますが、米国との間において、この関係を明文化したものであります。

問 回収B円を無償で米側に返還することになつては、その理由及び国際上の先例を問う。

答 領土の割譲が行われた場合には譲受国が割譲地域において流通している譲渡国の通貨を回収し、自国の通貨を交付若しくは発行し、回収済の通貨を廃却又は譲渡国に無償で譲渡するとゆう条約乃至協定の先例がありまして、最近の例においては、イタリア平和条約第七十四条に基く賠償に関する協定の一つであります。経済協力及びイタリア平和条約から生ずる諸問題に關するイタリア国とギリシャ国との間の協定第三十五条に「流通から回収されたイタリア国の通貨は、ギリシャ国政府によつてイタリア国政府に返還されなければならない。」旨が規定されております。また第一次大戦後の対オーストリア及び対ハンガリア条約にもそれぞれ第二〇六条第一八九条等において領土の割譲を受けた国が回収通貨を破棄する旨を定めています。またこのような協定のない場合にも通常このような措置をとられております。



奄美群島の返還は領土の割譲の如きものではありませんが、これに類推して右の函際の先例を適用したものであります。

問 回収B円の総額を問う。

答 回収B円の総額につきましては、奄美群島には充塞した統計機関がないため、正確な推定は下し兼ねますが、政府におきましては、約二億五千万B円と推定いたしております。

問 本協定第十九条により、平和条約第十九条は奄美大島群島の返還の日以後向地域に適用されると思われが、第四条を特に設けた理由如何。

答 お説のとおり、平和条約発効前の分については、平和条約第十九条が奄美群島に適用される關係上、第四条と第十九条(a)(b)の全部及び(b)の一部とが重複するものであります。しかしながら右第四条には平和条約第十九条で規定されていない平和条約発効後の問題もあります。後者については一応平和条約第三条から来る論理的帰結として返還までの米国の行為の効力を認めることにもなりますが種々疑問も起り得るので、特に規定したものであります。

問 第四条により平和条約発効後における請求権を放棄しているのは如何なる理由に基くか。

答 平和条約第三条に基き、米國は行政、立法及び司法上の権力を行使しておりますので、平和条約発効後返還に至るまでの間に現地の法令上有効になされた作為不作為については、たとえこれにより損害が生じていても、わが方は請求権を行使し得ない建前であり、これを明文としたものであります。従つて当時のアメリカ合衆國の法令及び南西諸島の現地法令で認められていた請求権は放棄するものではありません。

問 第四条第一項には、米国の法令及び南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄は含まれない旨の規定があるが、具体的にどのような請求権についているか。

答 例えば、南西諸島におきましては、米国軍人軍属又は軍属備のシビリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対し与えた損害に対してはフォーリン・クレイムズ・アクトが適用されることになつており、或いは、米国政府が南西諸島において一九五〇年七月一日以降占有してきた財産又は一九五三年四月以降において米国軍隊が使用又は占有を必要とする土地の所有者に対しては、補償を行う旨の現地米国民政府の布令が出ております。

問 交換公文の第一項において、米側は沖縄及び小笠原等の地域において現在程度の管理及び権能を維持することが必要である旨を積極的に行うたい、日本側は右をテイクノットしている理由を問う。

答 右によつて、沖縄、小笠原の将来の復帰を益々困難ならしめる結果とならないか。政府は沖縄及び小笠原を米国が半永久的に管理することを認めて奄美群島の返還を行ったのか。

答 沖縄、小笠原等の米国による管理は、世界状況、特に極東の平和と安全とを効果的に確立するため必要から行われているものでありまして、米国におきましては、この必要性がなくならない限りは、沖縄、小笠原等に対する現在程度の管理を行うことは必要であると考えている模様でありまして、右必要性を奄美群島の返還に際し明らかにしたいとの意向であります。わが方といたしましては、米側の意向を単にテイクノットしたものであります。

米国におきましても、これらの地域と日本本土との間の伝統的な文化上及び経済上の緊密な関係を切断するものではないことを認めているのであります。

わが方といたしましては、極東における平和と安全等が一日も早く確立され、沖繩、小笠原等が相次いで復帰いたしますことを念願してゐるのであります。政府といたしましては、米国の善意に信頼し、沖繩、小笠原等に關する国民の要望が実現されるよう極力努力する所存であります。

問 交換公文の第二項の真意を問う。

答 奄美群島は、日本本土と沖繩における米国の軍事施設との間にあつて、極東の防衛と安全とに特別な關係があるので、沖繩等の防衛を維持し、強化し、あるいは容易にするため、米側が必要とする要求を考慮に入れるということを承知したものであります。

問 米側が必要とする要求とは具体的に何を指すか。

答 米側が必要とする要求につきましては、現在のところ何ら具体的なものはありません。

問 ダレス声明は沖繩、小笠原等の管理について「現在の緊張した状態が続く限り」との主旨であったが、交換公文においては「平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまで」と表現方法が異つている理由如何。

答 ダレス声明が行われてから、奄美群島に関する協定が調印されるまでの間において米政府の沖繩、小笠原等に関する管理の方針が変更されたということなく、このことは協定締結の話し合いの過程におきまして米側が言明している次第でありまして、声明の表現と協定の附属の交換公文としての表現との間にいささかの相違があることは已むを得ないものと考えます。